

令和2年度 第1回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和2年10月28日（水曜日）
10時00分～10時50分

場 所 江別市民会館37号室

出席委員数 19名

出席：阿部 実、飯塚 正美、五十嵐 友紀子、稲垣 修、大澤 真平
柏尾 久実子、鎌田 直子、河治 昭、北澤 多喜雄、小高 久子、
佐藤 功、佐藤 レイ子、角江 信彦、高垣 智、東 則子、
松村 昭二、山本 みき、吉田 達臣、米内山 陽子、
欠席：井上 剛、今野 渉、帆苺 祐一、八巻 貴穂、山崎 道彦

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊籐 忠信、
健康推進室長 五十嵐 工、子育て支援室長 岩渕 淑仁、
企画政策部次長 西田 昌平、障がい福祉課長 山岸 博、
介護保険課長 浦田 和秀、子育て支援課長 阿部 徳樹、
子ども育成課長 天野 保則、政策推進課長 堂前 敦、
プレミアム付商品券事業事務室参事 柴田 佳典、
介護保険課高齢福祉係長 高松 裕貴子
管理課長 村田 和陽、管理課総務係長 深見 亜優、
管理課総務係 磯野 智宏、管理課総務係 菅原 ゆかり

傍聴者 1名

議 題

(1) 人事案件

ア 部会に所属する新任委員の指名

(2) 報告事項

ア 障がい者支援・えべつ21プランの策定について

イ 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

ウ 江別版「生涯活躍のまち」について

村田管理課長

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

これより令和2年度第1回「江別市社会福祉審議会」を開会いたします。
本日は24名の委員中19名の方にご出席いただいております。江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しておりますことから、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

初めに、資料の確認ですが、事前にお送りしたものをお持ちいただいているかと存じます。本日の次第、資料1、資料2、そして、別冊としてカラー印刷の冊子です。

お手元の資料が不足している方は、挙手をお願いいたします。

また、テーブルの上に、第4期江別市地域福祉計画と第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の計画書を配布させていただきました。

平成30年度に開催した最初の社会福祉審議会の中で、福祉分野の各個別計画の計画書を配布させていただいたのですが、この2つの計画は令和2年3月に計画期間が終了し、このたび新たに策定されましたので、後ほどご参照いただければと思います。

議事が始まります前に、傍聴についてですが、この社会福祉審議会は、公開するものとなっておりますので、今回傍聴者がいらっしゃいますことから、入室を許可することをご報告いたします。

(傍聴者着席)

開会にあたりまして、江別市健康福祉部長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

佐藤健康福祉部長 挨拶

村田管理課長

それでは、ここからは佐藤会長に会議の進行をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入ります。

議題(1)人事案件のア「部会に所属する新任委員の指名」です。

事務局から報告をお願いします。

村田管理課長

前回の2月の審議会開催以降、2名の委員の交代がありましたので、ご報告いたします。

お一人目は、江別市高齢者クラブ連合会から推薦されておりました、木村 誠委員が退任されまして、後任に阿部 実委員が委嘱されました。

お二人目は、一般社団法人江別青年会議所から推薦されておりました、小鷹 正信委員が退任されまして、後任に井上 剛委員が委嘱されました。

委員の部会の所属につきましては、江別市社会福祉審議会条例第5条第4項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、佐藤会長よろしく願いいたします。

佐藤会長

それでは、私から指名させていただきます。

阿部 実委員には、退任された木村 誠委員が所属していた部会に所属していただくのがよろしいかと思っておりますので、阿部委員の高齢者福祉専門部会への所属を指名します。

同様に、井上 剛委員には、退任された小鷹 正信委員が所属していた部会に所属していただくのがよろしいと思っておりますので、井上委員の児童福祉専門部会への所属を指名します。

なお、井上委員は、本日所用によりご欠席されていますが、事前にご承諾をいただいております。

それでは、阿部委員、自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

阿部委員 自己紹介

佐藤会長

ありがとうございました。

ここで、事務局から名簿の配布をお願いします。

(名簿配布)

佐藤会長

続いて、議題(2)報告事項 に入ります。

本日は、報告案件が3件あるということです。

それではまず、報告事項 アの「障がい者支援・えべつ21プランの策定に

ついて」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

山岸障がい福祉課長

障がい者支援・えべつ21プランの策定について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

はじめに、「1 目的等」であります。障がい者支援・えべつ21プランは、障害者総合支援法に基づく国の基本指針等に即して、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す障がい者福祉計画を基本計画とし、その施策推進に向けた障がい福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施のための障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を合わせた3つの計画からなるものであります。

現計画は、いずれも令和2年度をもって計画期間が終了となることから、令和3年度からの次期3計画を一体的に策定することにより、本市における障がい者及び障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

「2 根拠規定」であります。各計画については、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針等に即して、市町村において計画を定めることとなっております。

「3 計画期間」であります。⑴の基本計画である障がい者福祉計画は、6年ごとに見直しとなりますことから、次期計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年の計画となります。

また、⑵の障がい福祉計画及び⑶の障害児福祉計画は、3年ごとに見直しとなりますことから、次期計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画となります。

「4 策定体制」であります。計画案の検討、策定に向け、学識経験者、関係団体、公募市民など委員13名からなる障がい福祉計画等策定委員会を設置し、ご議論いただいているところであります。

「5 策定スケジュール」であります。第1回目の策定委員会は6月に開催し、これまでに3回開催したところであります。

また、9月には障がい者及び障がい児を対象にアンケート調査などを実施し、現在取りまとめを行っているところであります。

こうした調査結果を踏まえ、今後、策定委員会で計画内容を協議したうえで、計画素案をまとめ、12月にパブリックコメントを実施する予定であります。最終的には、令和3年3月までに計画案を決定したいと考えております。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

(なしの声)

佐藤会長

それでは、次に、伊の「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

浦田介護保険課長

成年後見制度利用促進基本計画の策定について、ご報告申し上げます。
2ページの資料2をお開き願います。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者「成年後見人」等を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

市では、江別市社会福祉協議会に委託して、平成29年11月1日に「江別市成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の普及啓発、相談・手続き支援のほか、市民後見人の養成などを実施してきたところであります。

今後も、高齢化の進展に伴い、この制度の利用が増えてくることが想定されることから、新たに当市の成年後見制度の促進に係る基本的な計画を定め、施策を進めていこうとするものです。

それでは、資料2をご覧ください。

初めに、「1 計画策定の趣旨」(1) 法的根拠 であります。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本法第14条第1項で、市町村の講ずる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされております。

また、資料には記載しておりませんが、国が定める成年後見制度利用促進基本計画の工程表で、国は、すべての市町村に令和3年度末迄に市町村計画の策定を求めているところでもあります。

このことから、当市における成年後見制度利用促進基本計画の策定を行おうとするものであります。

次に、(2) 計画の内容についてであります。これについては、3ページの資料に基づき説明いたします。

この図は、成年後見制度の利用促進のために、国がすべての市町村に構築することを求めている地域連携ネットワークのイメージ図で、厚生労働省から出された資料であります。

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援をつなげる地域連携の仕組みであり、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としております。このうち、「中核機関」とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関であります。

この図のとおり、国は、市町村に地域連携ネットワークの段階的整備や中核機関の設置を求めていることから、当ネットワーク体制の整備方針や当機関の整備・運営方針等について、計画の中に定めるものであります。

なお、江別市には、「江別市成年後見支援センター」が設置されておりますことから、当センターの機能強化を図り、中核機関として整備していくことを考えております。

それでは、2ページにお戻りください。

次に「2 計画期間について」であります。計画期間は、令和3年7月から令和6年度末迄を予定しております。

なお、令和7年度以降については、本計画を江別市地域福祉計画に包含することを予定しております。

次に「3 策定の体制について」であります。「江別市成年後見支援センター」の円滑かつ適正な運営を図るために設置している、江別市後見実施機関運営協議会において、計画の素案を策定する予定であります。

なお、当協議会は、学識経験者、法律の専門家のほか、社会福祉士会、地域包括支援センター、障がい者支援センターの職員で委員は構成されており、公募等により選考された市民の委員が含まれていないことから、この計画素案については、本審議会の委員の皆様からのご意見等をいただきながら、取りまとめていきたいと考えております。

また、次年度の4月頃に実施することを予定しておりますが、パブリックコメントを実施し、市民の幅広い意見聴取に努めてまいります。

最後に「4 策定スケジュールについて」であります。詳細については、記載のとおりとなっておりますが、本審議会におきましては、来年の2月頃に後見実施機関運営協議会で協議して策定した計画の素案をお示しいたしますので、その内容について委員の皆様からご意見を賜り、必要に応じて計画に反映したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長

これから成年後見人は大事な役割を持つてくるものと思います。

特に石狩管内では、江別市も一生懸命取り組んでいると、私は社会福祉協議会の中にいて思っています。

皆さんからも何かご質問はありませんか。

五十嵐委員

成年後見支援センターが将来的には中核機関になるということですが、現在の支援センターの動きを具体的に知りたいです。支援センターが法人後見をしているのか、市民後見人の活動しているのかなどをお伺いしたいと思います。

浦田介護保険課長

平成29年11月から、後見実施機関として成年後見支援センターを運営しているところですが、前年度の相談の総件数は876件でした。お一人で複数回相談されることもあるので、実人数としましては122件です。

また、平成29年11月以降、社会福祉協議会が法人後見として受任した人数は18人です。そのうち3人の方がお亡くなりになり、1人が社会福祉協議会の法人後見から個人受任という形に移行し、現在は14人受任しております。

市民後見人の人数ですが、令和2年10月1日現在で21人の方が市民後見人の候補者として登録されています。そのうち市民後見人として実際に個人受任された方は、前年度末時点で1人となっております。現在、他2人の方が裁判所に受任の申立てをしているところです。その他の方は、社会福祉協議会が法人として受任している案件について、後見支援員として支援にあたっていただいております。また、今年度、市民後見人養成講座を開催し、新たに30名程度の方を市民後見人候補者として登録する予定です。

五十嵐委員

市民後見人の名簿に載るには、どれくらいの講座を受けて登録になるのでしょうか。

浦田介護保険課長

市民後見人の養成講座は6日間の座学のほか、札幌家庭裁判所の見学や実際に市内の高齢者施設、障がい者施設で実習をするという内容になります。

五十嵐委員

その後、市民後見人として実際委任されて担当を持った場合、支援センターの方で何かサポートはあるのでしょうか。

浦田介護保険課長

市民後見人候補者として登録された後は、まず社会福祉協議会が法人後見を受任している案件において後見支援員という形で活動していただき、一定程度後見支援員としての経験を積んだ後、本人の希望により、個人で受任するという意向があれば市民後見人として個人受任し、活躍していただくこととなります。

五十嵐委員

ありがとうございます。

佐藤会長

他に質問等ございますか。

東委員

成年後見の対象について、高齢者の方と知的障がい判断能力が衰えている方ということになっているかと思いますが、現時点で相談件数876件のうち、高齢の方と障がいの方の件数の内訳はお分かりになりますか。

また、知的障がいの方が成年後見人制度を利用したいと思っても、少し難しいこともあるかとは思いますが、そのような時のための支援体制は成年後見支援センターの中にあるのですか。

高松介護保険課高齢福祉係長

相談件数の内訳ですが、障がいの方と高齢者の方とを分けて計上していないため、明確な数字はここでお答えできかねますが、割合としては高齢者の方に

関する相談の方が多いい状況です。ただ、最近は8050問題と言われている、高齢で認知症の親と障がいを持つお子さんの世帯に関わる相談件数も増加傾向にあります。

成年後見制度を利用したいという方に対する成年後見支援センターの支援としては、裁判所への手続き方法の説明や司法書士などの専門職の紹介を行っております。また、成年後見制度そのものがわからないという方へは制度内容の説明なども行っております。

親族後見人など、ご親族が後見業務をされている方に対する支援については、現在のところはまだ十分にできていない状況ですが、国の基本計画においても、親族後見人の支援は中核機関の役割として定められておりますので、今後、成年後見支援センターを中核機関として機能強化を図っていく中で段階的に整備していきたいと考えています。

東委員

ありがとうございます。やはり高齢のお母さんやお父さんが認知症で、子どもさんが障がいを抱えていらっしゃるなど、家族ぐるみで支援が必要という方もこれから増えてくると思います。親族後見を行っていく中で、家庭裁判所への手続きなどが難しくなるということもあると思いますので、ぜひそのような支援もよろしく願いいたします。

佐藤会長

その他ございませんか。

(なしの声)

佐藤会長

それでは、次にウの「江別版「生涯活躍のまち」について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

西田企画政策部次長

(2) ウ 江別版「生涯活躍のまち」について、説明いたします。
別冊でお配りしたパンフレット「2021年 大麻地区にコルクえべつが誕生します」をご覧ください。

生涯活躍のまちに関しては、平成30年11月の当審議会で報告させていた

だいておりますが、期間もあいたことから、改めまして概要をご説明させていただきます。

既にご承知のところもあろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

パンフレット1ページ目をお開き願います。

1ページでは、「ココルクえべつ」ができるまでの経過をまとめています。

ココルクえべつは、現在、大麻元町、札幌盲学校跡地、大麻ドライビングスクール横に、2021年のオープンに向けて工事を進めていますが、そもそものスタートは、ステップ1のとおり、平成29年3月に江別市が策定した「生涯活躍のまち構想」であり、これがベースとなっています。

この構想では、基本的な考え方として、「市民が生涯にわたって安心して生活できるまちづくり」、「共生のまちの実現」、そして、それに当たっては「大学をはじめとする地域の特色ある社会資源を十分に活用すること」の3つを掲げています。

その後、ステップ2のとおり、平成30年に、それを実施する事業者として、「社会福祉法人日本介護事業団を代表法人とするグループ」を選定し、その後、ステップ3のとおり、令和2年3月に「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定し、現在、ステップ4にある「開設準備室」と連携して、具体的な取組の検討を進めているところです。

ちなみに、ココルクの由来ですが、パンフレットの表紙の下に書いているとおり、ココルクを逆から読むと「来るここ」になります。

拠点エリアについては、一見すると、介護・障がい福祉施設を一つに集約した場所になるのですが、ステップ1で説明したとおり、基本的な考え方として、「共生のまち」の実現という考えがありますので、市内の関係機関などと連携して、色々な方たちの「居場所と役割」をつくる、いわゆる「多世代交流」の事業を行っていきたいと考えております。

ココルクという名前には、そういった意味合いが盛り込まれているところです。本日まで出席の委員の皆様のご協力も、色々な連携ができればと考えております。何か一緒にできそうなことがありましたら、ご連絡をいただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

この後、拠点エリアの概要等について、政策推進課長から説明します。

堂前政策推進課長

パンフレットの3ページと4ページをご覧ください。

こちらが、盲学校跡地に拠点地域として工事を進めているエリアの展望図となっております。資料の上側の道路が四番通り、右手の縦の線が12丁目通りです。資料の左側が札幌方面、右側が江別方面になります。

資料の左側にある看護小規模多機能型居宅介護事業所は定員が29名です。大きな施設として定員80床の介護老人保健施設、その下には障がい者就労訓練グループホームがあります。こちらは定員20名の2ユニットです。

パークゴルフ場につきましては現在も利用させていただいており、引き続き活用させていただくということになっております。

3ページの下側に移り、とらふぐの養殖所、その隣には全部で50室のサービス付き高齢者向け住宅があります。単身者用のAタイプが24室、一般的に夫婦用としてのB・Cタイプが26室ございます。

4ページの下側になりますが、就労継続支援A型事業所としてレストランやカフェを併設する予定です。こちらでは障がいをお持ちの方の仕事を持つ機会の提供ということで、定員20名の就労をお願いする予定です。

続いて上に移りまして、企業内保育所、こちらは定員30名、4ページ一番上には、80床の特別養護老人ホームがあります。

資料の真ん中にレストラン、パン工房、入浴施設があります。この入浴施設は一般的な大規模浴場ではございません。洗い場が10数カ所ほどのコンパクトなサイズで、地域の方に楽しんで自由にご利用いただける施設となっております。

エリアの中心には、交流農園や交流広場がございます。このコルクえべつは単なる高齢者施設の建設ということではなく、様々な主体がエリア内の様々な場所に気軽に立ち寄ることができ、世代交流や地域間交流などを深められるエリアになればと考えております。

5ページは、交流施設についての概要を記載しております。交流広場・交流農園、レストラン・パン工房、パークゴルフ場、あそびのひろば、入浴施設、

とらふぐ養殖場となっております。

6 ページは生涯活躍のまちの事項について、Q & A 方式で記載をしておりますので後程ご覧いただければと思います。

裏表紙には、開設準備室について記載しています。本年度から大麻第二住区会館の中に「江別市生涯活躍のまち開設準備室」を開設しております。開設時間は基本的に平日 9 時から 17 時です。

開設準備室では、エリア内の具体的な取り組みやアイデアについて受け付けております。何も用事が無くても気軽に立ち寄っていただき、コーディネーターとお話をするだけでも構いませんので、一度ぜひ立ち寄っていただければと思います。

ココルクえべつは来年いよいよオープンいたします。皆様が所属されている団体などで、今後こちらのエリア内で会議やイベントを開催していただけるものがありましたら、ぜひご検討いただければと思います。

ご相談は市役所でもよろしいですし、開設準備室にも常駐の事業者がおりますのでそちらでも結構です。

来年度以降の開設の折には様々なご協力をいただくことになると思います。どうぞよろしく願いいたします。

西田企画政策部次長

2 点補足させていただきます。

まず 1 点目、障がい者就労訓練グループホームと就労継続支援 A 型事業所についてですが、現在自立支援協議会とも協議をしておりますが、具体的な募集に関して事業者の方で準備をしているところです。11 月半ばくらいから公に出来る予定で進めております。

また、江別市への道立高等養護学校誘致期成会というのを立ち上げまして、このエリアの隣に高等養護学校の誘致を進めております。

障がい者グループホームと就労継続支援 A 型事業所につきましては、この学校の誘致が実現した暁には十分に連携を取っていきたいと考えております。

もう 1 点、地域のあそびのひろばと企業内保育所についてです。

あそびのひろばに関しましては、市の担当部局である子育て支援室との協議を進めているところです。

また、企業内保育所に関しましても、地域枠を設ける予定で、現在担当事業所の方で整備を進めているところです。皆様にお知らせできるまでもう少々お時間をいただければと思います。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

角江委員

私は札幌歯科医師会から来ております。札幌歯科医師会では訪問診療の相談もお受けしています。施設の入居者の中には、通院が困難な方もいらっしゃると思いますので、そのような方には歯科医師会を通じてお手伝いをしたいと思います。

また、訪問診療を行っていて感じる場合があります。介護の現場ではなかなか口腔ケアまで行き届かないことがあるようです。口腔ケアが行き届かないと誤嚥性肺炎などのリスクが高くなることも科学的に証明されておりますので、介護スタッフの方への説明など、もしお手伝いできることがありましたら、私達に相談していただければと思います。よろしく願いいたします。

佐藤会長

その他何かございますか。

(なしの声)

ないようですので、以上で報告事項は終了いたします。

次に、「3 その他」に入ります。委員の皆様から何かございますか。

飯塚委員

今、福祉といっても非常に多くの分野に分かれており、担当部署も社会福祉協議会であったり市役所であったり、その中でも部や課が色々分かれているのだと思います。そこで、今後はこの審議会の資料について、担当部署名を明記していただけるよう要望いたします。よろしく願いいたします。

村田課長

今後の審議会資料には担当部署を記載いたします。

佐藤会長

その他何かございますか。

(なしの声)

佐藤会長

事務局から何かございますか。

村田管理課長

次回の審議会は、2月ごろに開催を予定しております。

また近くなりましたら、文書でご案内を差し上げますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

佐藤会長

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

ありがとうございました。